

平成 29 年（2017 年）11 月 17 日

千葉県知事  
鈴木 栄治殿

日本共産党鴨川支部メガソーラー検討委員会  
日本共産党鴨川市議会議員 滝口久夫  
鴨川市民有志

連絡窓口：藤本 省幸

千葉県鴨川市代 8 5 1 - 1

電話：0 4 - 7 0 9 2 - 9 9 2 0

## 鴨川市池田メガソーラー建設の中止を求める要望書

千葉県鴨川市池田地区で、メガソーラー建設計画が進められています。現在、森林法に基づく林地開発許可審査の事前協議の最中ですが、286ha に及ぶ山林に手を加える大規模な自然破壊だと危惧しています。130 メガワットという日本屈指の規模のメガソーラーですし、これほどまでの広大な森林を破壊しての建設は過去に例がなく、全国初とも言われています。

この建設を現状のまま許せば、森林の機能や自然環境の保全が損なわれるばかりでなく、農漁業や生活環境の破壊、さらには大災害の誘発、環境の汚染や荒廃を招き、地域経済にも悪影響しか与えないことが懸念され、市民ばかりか県民・国民の不安もぬぐえません。しかも事業者は説明会で、地元住民から寄せられた疑問や不安の声に、きちんと答えていません。住民の理解や協力が得られないまま、強引に計画をすすめることはあってはなりません。

そこで貴職に対し、下記の理由を述べ、鴨川市池田メガソーラー建設の中止をつよく求めます。また、兵庫県や我孫子市等では太陽光発電に関する条例が、茨城県等ではガイドラインがあります。千葉県でもぜひ早急につくって下さい。どうぞ、よろしくお願い致します。

記

### 1. 森林の有する公益的機能が大きく破壊されます。

いわゆる「千葉県林地開発適正化条例」は、「事業者の責務」として、森林の有する公益的機能（災害の防止、水害の防止、水源のかん養、環境の保全）の維持を明記していますが、今計画の実施によって、太陽光発電施設の建設では全国一広大な山林が伐採されることになり、その機能は著しく破壊されます。県民共有の財産である鴨川の広大な森林を守って下さい。

### 2. 環境影響評価調査を行わずしては、自然環境の保全はできません。

千葉県の環境影響評価条例施行細則別表 1 に、「太陽光発電所の設置の工事の事業」を加え、しっかりした環境アセスメントを行い、該当地域を含む環境の保全を図るべきです。

### 3. このメガソーラーは、鴨川の農漁業や観光業の発展と、両立しません。

#### 1) 国費補助県営ほ場整備計画に、負の影響があります。

本建設予定地近隣の土地改良区では、国からの補助を受けて、40ha の県営ほ場整備事業が進められます。本建設予定地を流れる沢からの取水を前提にした事業ですので、水源の確保が危惧されます。

#### 2) 加茂川から沿岸域に至る漁業へも、負の影響が考えられます。

「森は海の恋人」と言われて久しいですが、150ha もの森林が破壊されることによって、さらには予想される豪雨災害の拡大によって、加茂川への水や栄養分、土砂などの供給にも変化が生じ、川から海に至る生態系や漁業生産への負の影響も必至です。

このほか、「美しい日本の原風景」のある鴨川市の美しい景観が損なわれ、観光業などへのマイナスイメージは拭えません。

4. 生活環境などにも、深刻な影響が生じます。

1) 有害鳥獣対策なしに、メガソーラーの建設は困ります。

150haもの山林伐採により、行き場を失った有害鳥獣が隣接する田畑や人里に影響を与えることは必至です。

2) 近隣地区の簡易水道の保全に、負の影響が予想されます。

本建設予定地の下部には鴨川市が敷設した簡易水道があり、近隣の80世帯が利用しています。この簡易水道の加入世帯の同意なしに事業を進めることはあり得ません。このことは鴨川市が責任を負うべき事項かもしれませんが、林地開発に係る県の指導（水源の確保など）も必要だと考えます。

5. 大規模災害誘発の危険性が高まります。

本建設予定地は、その大きな部分が林野庁の山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区と崩壊土砂流出危険地区）に指定されており、この下部には国土交通省が「地すべり危険箇所」や「土石流危険区域」の指定を進めている区域があります。全くの建設不適切地と言わざるを得ません。

事業者は地元説明会で、「千葉県の基準」や「千葉県の法律」を持ち出して、今回のメガソーラー建設の安全性を強調していますが、太陽光発電所に関する規定のない不十分な条例で土砂災害などの危険性に対する安全性が担保されるとは考えられません。

6. 環境の汚染や荒廃が心配です。

1) 太陽電池モジュールが、環境を汚染する危険性があります。

太陽電池モジュールには鉛やアンチモンなどの有害物質が含まれており、このモジュールの破損や寿命による処理が大きな課題となっています。太陽電池モジュールの処分方法に関する法整備がガイドラインのみという不十分な現状で、45万枚とも50万枚ともいわれる大規模なモジュールの設置は認められません。

2) 事業終了時の原状回復などに関する責任の所在が、不明確です。

資源エネルギー庁のガイドラインには、事業終了後の撤去及び処分費用の計画的な調達・手配の必要性が指摘されています。20年後の目に見える保証が担保されなければ、鴨川市民の不安は解消されません。自然環境保全協定とは別に、災害補償や事業終了時の原状回復などに関する契約が、本来なら結ばれて当然です。そうした姿勢もないものは、到底認められません。

7. 地域経済の発展に役立たず、収奪されるだけのご免です。

本事業の実施主体は埼玉県の民間会社です。災害など緊急時でさえ、鴨川市民や千葉県民がその電力を直接使用できるわけではありません。地域の活性化に繋がらず、太陽光発電所が稼働を始めれば雇用も増えるというものでもありません。全国最大規模で鴨川市の山林破壊を許し、事業終了後は裸の山が残るだけといった計画を許すことはできません。

儲け第一の他県の事業者にも、県民の財産である自然と住環境を破壊してやりたい放題を放置しているのが現状ではないでしょうか。住民の立場に立った県条例を速やかに制定すべきです。

8. 事業者は信用できない説明や対応を行っており、住民の理解も協力も得られていません。

私たちや住民らの要請によって、鴨川市長は「全市的な説明会」を事業者に求めています。未だにそのような動きはありません（「千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針」に基づく地元説明会のみで、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に反する行為です）。また、その地元説明会でも、参加者への威嚇とも取れる発言や虚偽報告を行っています。さらに、市との水路敷協議もせずには住民には「川をせき止めて調整池を作る」など無責任な説明もありました。経済産業省が心配する「不適切な」対応が多すぎます。県として、強い指導を行ってください。

以上